

第6期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

概要版

(平成27年度～29年度)

留 萌 市

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

「第6期留萌市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と進む2025年(平成37年)に向けて、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みをさらに進めるとともに、介護保険制度改正への対応を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指す計画です。

2 計画の根拠法と位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定められる老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づき定められる介護保険事業計画を一体的に策定し、介護保険を含めた高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

また、本計画は、「第5次留萌市総合計画」に基づいて策定するものであり、「留萌市地域福祉計画」の部門別計画としても、位置づけられています。

3 計画の期間

介護保険法第117条の規定に基づき、本計画は平成27年度～平成29年度までの3年間の計画期間です。なお、計画の最終年度である平成29年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
			第6期計画					
第5期計画								
26年度中に見直し 次期計画を策定					見直し	第7期計画		

高齢者を取り巻く現状

高齢者の人口	総人口は減少傾向ですが、高齢者数は増加傾向にあり、平成25年に高齢化率は30%を超えました。今後も高齢者数と高齢化率は上昇することが見込まれています。
要支援・要介護認定者数	高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加しており、今後もこの傾向は続くことが予想されます。
介護予防	アンケート調査に基づく基本チェックリスト評価では、運動機能と転倒は、年齢が高くなるにつれてリスク該当者が多くなっています。
住まい	高齢者の多くは、現在の住まいに住み続けたいと考えていますが、年齢や身体の状態にあった住宅に移りたいとの声もあります。
介護保険サービス	要支援・要介護認定者数の増加に伴い、給付費や保険料も上昇することが予想されます。また、制度改正により、市町村が主体となって実施する地域支援事業の充実が求められています。

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

要介護状態になることを防止するため、介護予防への取り組みを充実させるとともに、留萌市で安心して生活できるよう、ハード・ソフトの両面から高齢者を支援し、地域で支え合うまちづくりを進める必要があります。

計画の基本的な考え方

高齢者の安心な暮らしを支援するため、介護保険サービスの充実とともに、多様な主体の協働による地域包括ケアシステムの構築を目指し、本計画の基本理念を以下に掲げます。

住み慣れた地域で、共に支えあいながら、
生き生きと笑顔あふれるまちづくり

また、この基本理念に基づき、次の基本方針のもとに取り組みを進めていきます。

- 基本方針1 健康で生き生きと暮らせるまちづくり
- 基本方針2 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり
- 基本方針3 安心して暮らせるまちづくり

施策の展開

基本方針1 健康で生き生きと暮らせるまちづくり

施策の方向性

- (1) 高齢者の介護予防（健康づくり）を支援します
- (2) 生きがいづくりと社会参加を推進します

高齢者がそれぞれの健康状態を維持し、自立した生活を続けることができるよう、介護予防事業を充実させるとともに、介護予防と生活支援を組み合わせた「新しい総合事業」による生活支援メニューの検討を進めます。

また、活動機会の提供や活動団体への支援などを通じて、高齢者の社会参加を促進します。

基本方針2 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

施策の方向性

- (1) 地域ネットワークを充実させます
- (2) 自立生活への支援を充実させます
- (3) 在宅療養支援体制の充実を目指します
- (4) 認知症高齢者のサポート体制を整えます
- (5) 高齢者の尊厳の確保と権利擁護に努めます

これからますます増えていくことが予測される認知症高齢者や一人暮らし高齢者など支援を必要とする人々を、高齢者を含む社会全体で支える地域ケアシステムを構築する必要があります。

そのため、地域包括支援センターを中心として、関係機関の連携体制を強化していくとともに、地域ぐるみで認知症高齢者へのサポートするしくみを充実させます。

基本方針3 安心して暮らせるまちづくり

施策の方向性

- (1) 緊急時や災害時に対応できる体制を整えます
- (2) 介護保険施設等の整備や住まいの充実を目指します
- (3) 介護保険事業の円滑な運営に努めます

高齢者が安心して暮らしていくため、災害などの緊急時にも速やかに対応できる体制づくりを今後も進めていきます。

また、一人暮らし高齢者や夫婦世帯が今後も増加が見込まれていることから、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者向けの住まいの充実など、ソフト・ハード両面で高齢者を支援していきます。

介護保険サービスの見込み

1 被保険者数の見込みについて

第1号被保険者数は、平成27年度以降、増加傾向にあります。平成32年度をピークに減少傾向に転じ、平成37年度は7,584人となると見込まれています。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
第1号被保険者数	7,487	7,576	7,643	7,584
65歳～74歳	3,807	3,779	3,786	3,011
75歳以上	3,680	3,797	3,857	4,573

2 要介護（支援）認定者数の見込みについて

今後も、高齢化の進展に伴い要介護（支援）認定者数は増えていくことが予想され、平成27年度には1,355人、平成37年度には1,783人となることを見込まれています。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
要介護（支援）認定者数	1,355	1,389	1,433	1,783
第1号被保険者の認定者数	1,320 (17.6%)	1,353 (17.9%)	1,395 (18.3%)	1,748 (23.0%)
第2号被保険者の認定者数	35 (0.5%)	36 (0.5%)	38 (0.5%)	35 (0.5%)

3 介護サービスの利用者数の見込み

高齢者人口の増加等に伴い、今後も介護サービスの利用者数は増加していくと予想されます。

(単位：人/月、○内はサービス利用率)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
サービス利用者数	1,116 (82.4%)	1,143 (82.3%)	1,185 (82.7%)	1,503 (84.3%)
居宅サービス・ 介護予防サービス	751	752	784	1,078
施設・居住系 サービス	365	391	401	425

4 介護保険施設等の整備見込み

本計画期間における介護保険施設等の整備見込みは以下のとおりです。

		平成 26年度 見込み (累計)	平成 27年度 見込み	平成 28年度 見込み	平成 29年度 見込み	計画期間 合計
認知症対応型 共同生活介護 (認知症高齢者 グループホーム)	箇所数	8	1	-	-	1
	定員 (人)	105	18	-	-	18
小規模多機能型 居宅介護	箇所数	0	1	-	-	1
	定員 (人)	0	20	-	-	20

サービス費用の見込みと第1号保険料について

1 第1号保険料の段階設定について

◆所得段階別保険料（平成27年～平成29年）

保険料段階	本人の年金収入額等	課税区分	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	生活保護、または 老齢福祉年金受給者、または 本人年金収入額が80万円以下	家族全員 非課税	0.50 (0.45) (0.30)	2,250 (2,025) (1,350)	27,000 (24,300) (16,200)
第2段階	本人年金収入額が80万円超、 120万円以下	家族全員 非課税	0.75 (0.50)	3,375 (2,250)	40,500 (27,000)
第3段階	本人年金収入額が120万円超	家族全員 非課税	0.75 (0.70)	3,375 (3,150)	40,500 (37,800)
第4段階	本人年金収入額が80万円以下	本人 非課税	0.90	4,050	48,600
第5段階 (基準額)	本人年金収入額が80万円超	本人 非課税	1.00	4,513	54,100
第6段階	基準所得金額が120万円未満	本人 課税	1.20	5,408	64,900
第7段階	基準所得金額が120万円以上、 190万円未満	本人 課税	1.30	5,858	70,300
第8段階	基準所得金額が190万円以上、 290万円未満	本人 課税	1.50	6,758	81,100
第9段階	基準所得金額が290万円以上	本人 課税	1.70	7,658	91,900

制度改正により、第1号保険料の段階設定は現在の6段階から、国が示している標準9段階に移行することになります。また、低所得者負担の軽減という観点から、保険料に別枠で公費負担を投入する制度が新たに設けられ、第1段階から第3段階までの被保険者については、保険料が軽減される予定となっています。

なお、平成27年度と28年度は、第1段階の基準額に対する割合を0.45とする予定です。

平成29年度は、第1段階の基準額に対する割合を0.30、第2段階を0.50、第3段階を0.70とする予定です。

※負担割合の軽減幅の上限値は、政令で後日示される予定です。

2 第1号保険料の試算について

サービスに要する費用の増加に加え、第1号保険料の負担割合が21%から22%へ引き上げられることもあって、本計画の第1号保険料で負担する額は3年間で約12.6億円となり、前計画における見込額と比べて6.7%程度の増加が見込まれます。

費用見込み額の変化

前計画 (平成24～26年度)	サービスに要する費用額 (3年間累計)	第1号被保険者の 負担人数の見込み (3年間累計)
費用の全体	56.3億円	19,881人
公費負担分(50%)	44.5億円	
第2号保険料分(29%)		
第1号保険料分(21%)	11.8億円	



本計画 (平成27～29年度)	サービスに要する費用額 (3年間累計)	第1号被保険者の 負担人数の見込み (3年間累計)
費用の全体	57.5億円	21,282人
公費負担分(50%)	44.9億円	
第2号保険料分(28%)		
第1号保険料分(22%)	12.6億円	

前計画における第1号保険料の基準月額は4,317円です。本計画について、第1号保険料で負担する額である約12.6億円をまかなうために必要となる第1号保険料の基準月額は4,682円となります。この金額に対して、「介護給付費準備基金」を活用し、保険料の上昇抑制策を実施すると、基準月額は4,513円(4.5%増)となります。

留萌市 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成27年3月発行

編集・発行 留萌市 介護支援課・地域包括支援センター

〒077-0023 留萌市五十嵐町1丁目1番10号

TEL 0164-49-6070（介護支援課）

0164-49-6060（地域包括支援センター）

FAX 0164-49-2822